

第 3 章

ダイオキシン類の測定結果

第3章 ダイオキシン類の測定結果

第1 河川（水質及び底質）

1 測定の概要

(1) 測定期間

令和5年4月～令和6年1月

(2) 測定地点

水質 20河川、35地点（図3-1）

底質 19河川、31地点（図3-2）

(3) 測定回数

水質	春・夏・秋・冬期の年4回	11地点
	秋・冬期の年2回	6地点
	秋期のみ年1回	18地点

底質	秋期のみ年1回	31地点
----	---------	------

(4) 測定項目及び測定方法

表3-1のとおり

(5) 測定機関

- ・埼玉県
- ・国土交通省
- ・さいたま市
- ・川越市
- ・川口市
- ・越谷市
- ・所沢市

上記の機関名称は、調査実施時(令和5年度)におけるものである。

2 調査結果の概要（資料3-1）

(1) 河川水質

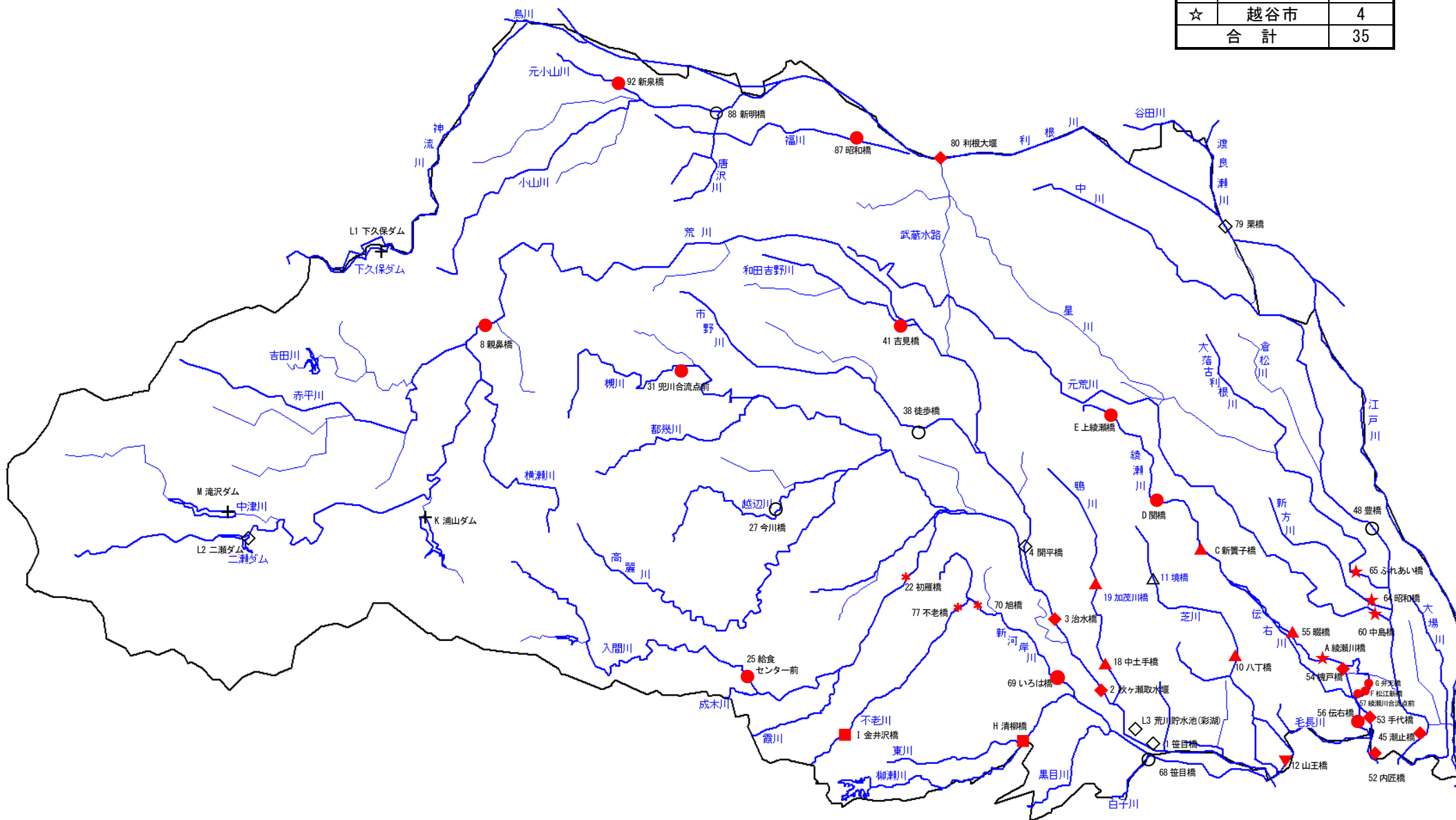
河川水質の調査結果(年間平均値)は、0.018～1.8[pg-TEQ/L]の範囲であり、8地点(5河川)で環境基準(年間平均値1[pg-TEQ/L]以下)を超過した。

(2) 河川底質

河川底質の調査結果は、0.21～230[pg-TEQ/g]の範囲であり、1地点(1河川)で環境基準(150[pg-TEQ/g]以下)を超過した。

河川水質

測定機関		地点数
◇	国土交通省	7
○	埼玉県	13
△	さいたま市	5
*	川越市	3
▽	川口市	1
□	所沢市	2
☆	越谷市	4
合 計		35



河川底質

測定機関		地点数
◇	国土交通省	5
○	埼玉県	11
△	さいたま市	5
*	川越市	3
▽	川口市	1
□	所沢市	2
☆	越谷市	4
合 計		31

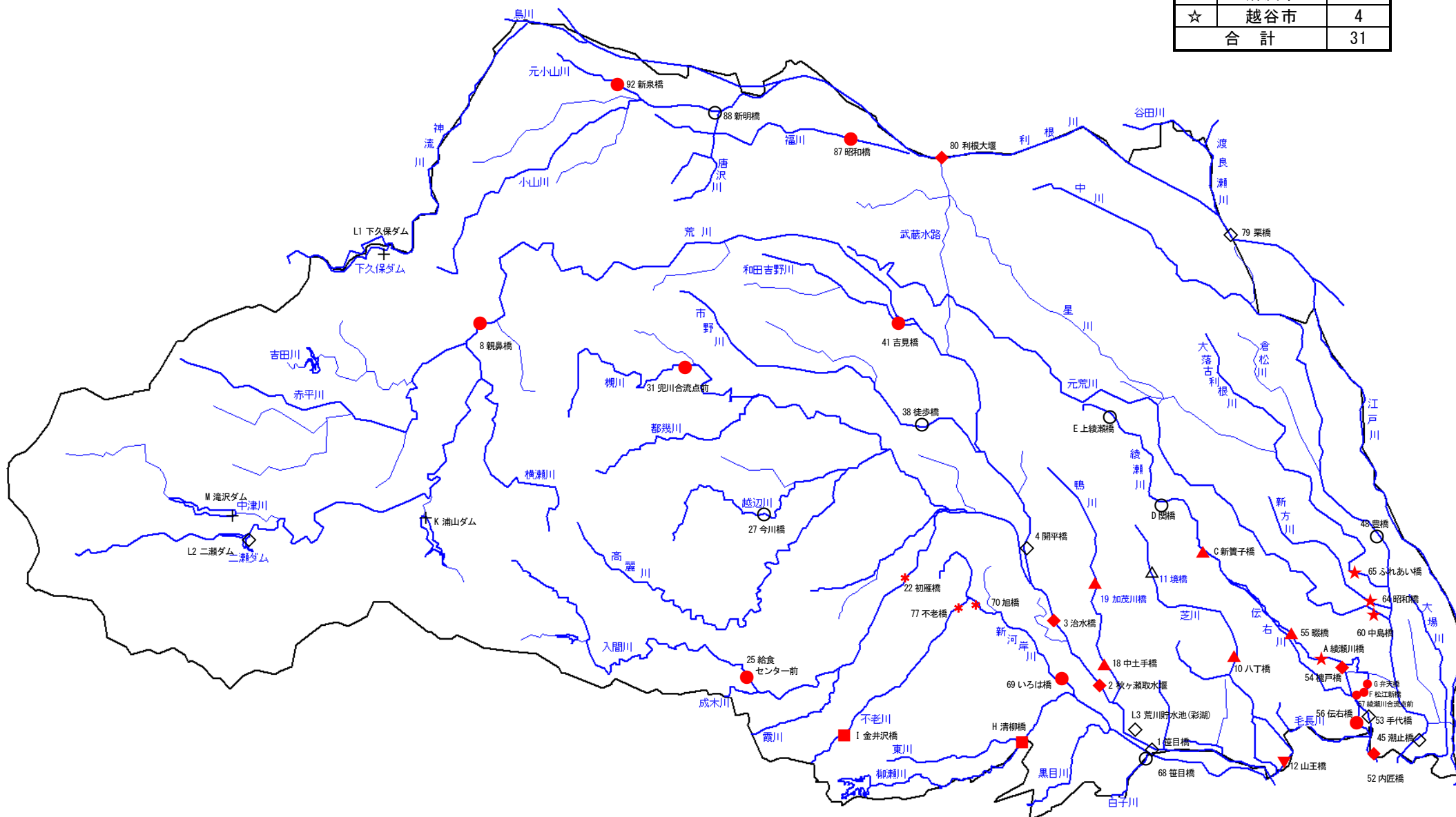


表3-1 測定項目及び測定方法

(1) 水質

測定項目		記号	測定方法
ダイオキシン類			JIS K0312
観測項目	気温		JIS K0102(以下「規格」) 7.1
	水温		規格 7.2
	臭気		規格 10.1
	透視度		規格 9
	色相		
	水深		
	天候		
	採取位置		
	採取水深		
	濁り		
その他の項目	水素イオン濃度	p H	規格 12.1
	浮遊物質	S S	水質汚濁に係る環境基準について 付表 9 (昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号)
	導電率	E C	規格 13

(2) 底質

測定項目		記号	測定方法
ダイオキシン類			ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル (令和4年3月 環境省水・大気環境局水環境課)
観測項目	色相		
	臭気		
	様態		堆積物、砂、泥などの別
	天候		
その他の項目	水素イオン濃度	pH	底質調査方法 II-4.4
	含水比		底質調査方法 II-4.1
	強熱減量		底質調査方法 II-4.2

注)

- 1 JIS K0312とは「日本産業規格K0312(2020年)」をいう。
- 2 JIS K0102とは「日本産業規格K0102(2019年)」をいう。
- 3 底質調査方法とは「底質調査方法(平成24年8月8日 環水大水発120725002号)」をいう。

第 2 地下水

監視の概要

ダイオキシン類対策特別措置法第 26 条第 1 項の規定に基づき、地下水の常時監視を実施した。

1 調査期間

令和 5 年 5 月～令和 5 年 12 月

2 調査機関

埼玉県、さいたま市、川越市、川口市、所沢市、越谷市

3 調査地点数

9 地点（9 市町）

4 調査結果

結果は 0.014～0.062 pg-TEQ/L の範囲であり、全地点でダイオキシン類の環境基準（1 pg-TEQ/L 以下）を達成した。

第 3 土 壤

監視の概要

ダイオキシン類対策特別措置法第 26 条第 1 項の規定に基づき、土壌の常時監視を実施した。

1 調査期間

令和 5 年 8 月～令和 6 年 2 月

2 調査の種類及び調査地点数

一般環境把握調査（市実施） 28 地点（12 市）

3 調査結果

結果は 0.0015～43pg-TEQ/g の範囲であり、全調査地点で環境基準（1000pg-TEQ/g 以下）を達成した。